

苓北町産後ケアの利用手続き



出生



出生届

利用申請書
の提出

初回利用時

役場へ連絡

担当者が、利用される目的や
ご希望の事業所などを確認。
その後、ご自身でケアを受け
る事業所へ予約してください。

利用

病院、助産院や
自宅にてケアを
受ける



- ・ 宿泊型を利用する場合は利用前に役場に連絡が必要です。
 - ・ 2回目以降、同じ事業所でサービス種別（通所型⇔訪問型）を変更する場合の手続きは不要ですが、利用したことのない事業所を利用する場合には、役場で変更申請の手続きが必要になります。
- ※通所型と訪問型は利用回数に制限を設けていませんが、回数が重なる場合には、保健師から状態確認のためにご連絡させていただきます。